

2022年9月20日

新潟県臨床心理士会 会員・準会員 各位

新潟県臨床心理士会 研修委員会
委員長 浅田剛正

県士会会員による研修会企画と申告方法について

この度、新潟県臨床心理士会研修委員会では、会員の皆さまが企画する研修機会を、臨床心理士資格更新のための2群ポイント対象の研修機会（注1）として認定する体制を整備しました。ここでの研修機会とは、大規模な研修会に限らず、少人数のグループSV、ケースカンファレンス、会員内のミニ研修会等を含みます。コロナ禍により多くの研修機会が制限されてきた近年の状況ではありますが、クライアント・ユーザーのためにも、日頃の臨床実践活動の質の担保と臨床心理士相互の研鑽に資する研修機会を、会員の皆さまのお力で一層充実したものにさせていただきたく存じます。

会員各位におかれましては、すでに実施している研修機会の運営、部会活動の一環としての研修会の開催、あるいは今後研修会・勉強会を計画される際に、下記に示した研修会企画とその運用のためのフローおよび書式等をぜひご活用ください。

（注1）臨床心理士教育・研修委員会規程別項第2条（2）号に該当する研修機会

記

1. 研修会・勉強会の立案

参加者全員が新潟県士会員（準会員を含む）となる研修機会（グループSV、ケースカンファレンス、会員内のミニ研修会等）を企画される際には、[「臨床心理士」研修機会承認申請手引書（PDF）](#)を参照し、臨床心理士教育・研修委員会規程別項に定められた第2条（2）または（4）に該当する研修であるかどうかを確認してください。更新ポイントとして該当するかどうかの判断については、[こちら](#)のポイント申請フローチャートもご参照ください。

2. 研修委員会への事前確認

上記の第2条（2）（＝2群ポイント対象）に該当すると判断した場合、①部会での企画の場合は各部会の研修委員を通して、②会員有志による企画の場合は下記の事前申請フォームを通して、研修委員会に事前の確認をとってください。

なお、この時点では未定の内容があっても構いません。企画段階での概要を申請いただければ、研修委員会から見通しや更新ポイントとして認められるための条件などを各企画者にお知らせします。

事前申請フォーム↓



3. 研修会の実施

企画した研修を実施します。オンライン研修を企画・開催する際には、[こちらの](#)チェックリストをご参照し、倫理面での十分なお配慮をお願いいたします。

参加者には事前に臨床心理士資格更新ポイントとして申請予定である旨をお知らせいただいて構いません。ただし、参加状況（出席状況・時間数・参加形態）その他によってポイント数などは未確定であるため、確定的な文言で宣伝すること（「この研修の参加により2ポイントになります」など）は差し控えてください。

また、研修の実施に際しては、必ず参加者名簿を作成し、当日の出席状況の確認（遅刻・早退を含む）と、出席者の臨床心理士資格番号を記録しておいてください。

4. 研修報告書の作成

研修会が終了したら、研修会開催後に出席者（氏名+臨床心理士登録番号）を記載した[研修報告書](#)を提出していただきます。各自でエクセルファイルをダウンロードして、必要事項を記入してください。なお、この報告書作成の際には、ポイント数は空欄のままで結構です。

5. 研修委員会への報告および審査

上記の研修報告書を、研修委員会（niigatacp1990@gmail.com）宛にメールにて提出してください。研修委員会は毎月第3火曜日開催しておりますので、委員会にて報告書内容を審査し、その認定の可否と、2群ポイントとして認定できる場合にはそのポイント数と合わせてご連絡いたします。

6. 参加者への通知

研修委員会からの通知がありましたら、2群ポイントとして認められた場合は各参加者へのポイント数の通知をお願いします。また、残念ながら2群ポイントとしては認められなかった場合も、4群ポイントとして申請が可能な場合がありますので、その場合は、日本臨床心理士資格認定協会宛に別途申請されることをお勧めします。

以上